

はじめに

第1章 はじめに（ガイドラインの活用方法）

1. ガイドライン策定の目的

横浜市では、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、市民・事業者・行政が協働しながら、長い年月をかけて、豊かな水・緑環境や歴史を生かした先進的なまちづくりを進めてきました。その取組の結果として形成された景観は、横浜固有の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

こうした中、平成18年に、市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立ち示した「横浜市景観ビジョン」（以下、「景観ビジョン」）を策定し、これまで市が取り組んできた協議制によるまちづくりを継承し、魅力ある都市景観をつくるために、地区ごとに定めた指針に基づき事業者と市が創造的な協議を行う仕組みを設けた「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」（以下、「景観条例」）を施行しました。更に平成20年には景観法に基づく「横浜市景観計画」（以下、「景観計画」）を施行し、主に民間の事業を対象とした規制・誘導を実施することで、より一層の「横浜らしさ」のある景観づくりに取り組んできました。

しかしながら私たちの目に映る景観は、こうした民間建築物だけではなく、**道路、公園、河川、橋梁、公共建築物といった公共施設等がその重要な構成要素となっています。**また、**公共施設等は、市民生活と密接な関わりがあるとともに、周辺の景観に与える影響も大きく、市のイメージを内外に印象づける重要な役割を担っています。**

公共施設の景観形成については、平成23年6月に国が策定した景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」の策定趣旨において、**事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱うことが求められています。**またその際、**単にコストをかけて豪華にするのではなく、またコスト削減のみを優先し景観整備を省くのではなく、事業の景観形成方針を踏まえた適切なコスト管理を行い、必要なものに対して適切なコストをかけることの重要性について言及しています。**

市が蓄積してきたこれまでの知見や手法を市全体へと波及させ、「横浜らしさ」を感じることのできる景観づくりをより一層推進するために、平成26年3月、公共事業における景観検討の手順や、事業の進捗段階に応じた景観配慮の視点等をまとめた「横浜市公共事業景観ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を策定しました。平成31年3月には、「景観ビジョン」の改定に合わせ、内容及び構成を見直すと共に、より使いやすいものになるようレイアウトの変更を伴うガイドラインの改定を行いました。

市内の公共施設等の整備・改修等に当たっては、本ガイドラインを用い、**事業担当者等が公共施設等の景観形成に主体的に取り組むことを基本としつつ、景観担当部署等と連携しながら、より質の高い魅力的な景観づくりに取り組んでいきましょう。**

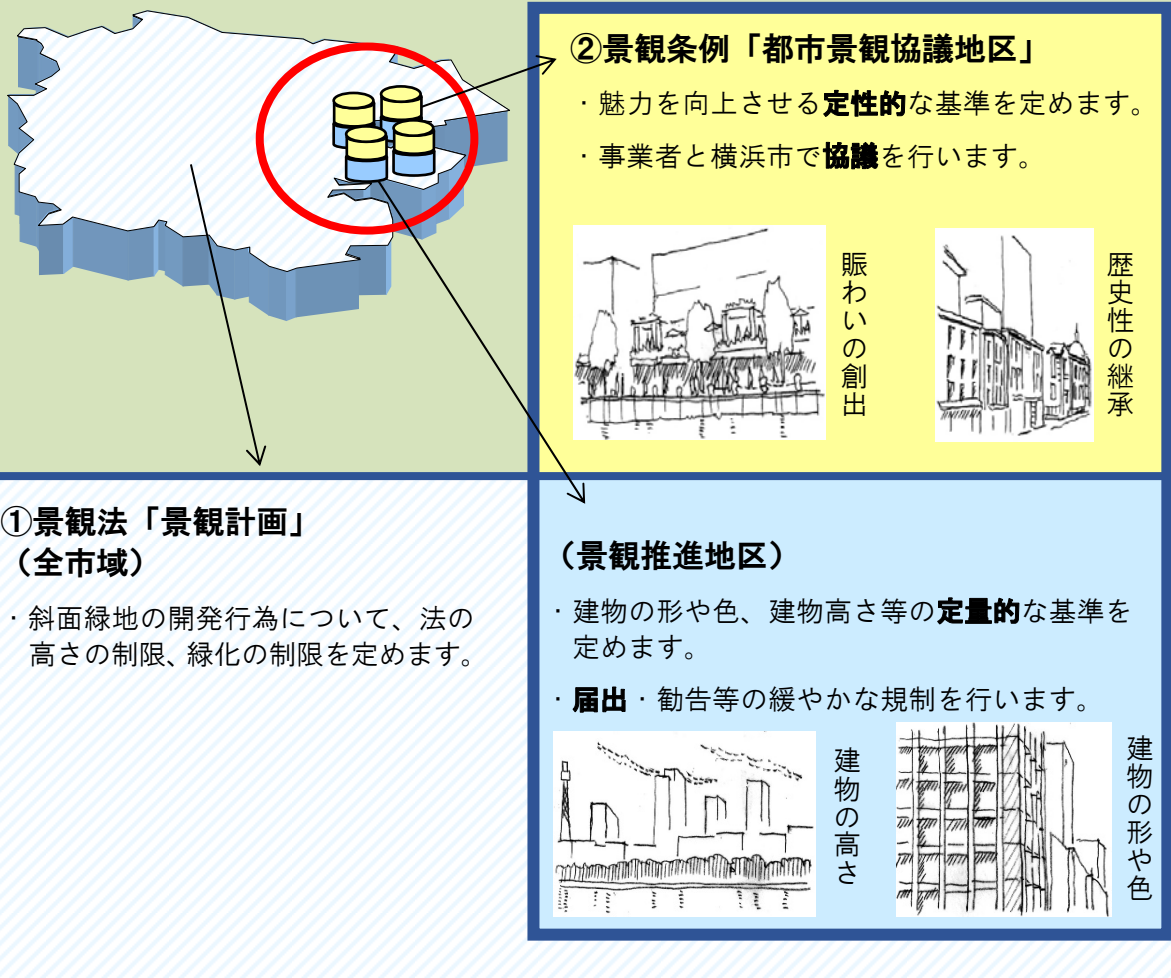
コラム①：横浜市の景観形成について

横浜市で運用している景観に関する制度は、全国一律の「①景観法」と、横浜市独自のルールとして施行した「②景観条例」の2つがあります。

景観法に基づく「景観計画」では、全市域を対象とした緩やかな制限を設け、その上で、地区に応じた良好な景観を形成する地区を「景観推進地区」として指定し、具体的な建物の形や色、高さ、屋外広告物の大きさなどの定量的な基準を定めています。この地区で建築物の建築等を行う場合には工事着手前に市への「届出」が必要であり、市は基準に適合しているか否かを確認することで、基本的な水準の景観を確保しています。

また、より質の高い景観形成を誘導していくための横浜市独自のルールとして、②景観条例に基づく「都市景観協議地区」の指定を行うことで、建築物の建築等を行う場合に事業者と市との間で「協議」をすることを義務付けています。

この2段階の仕組みで、より質の高い魅力的な景観づくりに取り組んでいます。



※景観推進地区・都市景観協議地区 指定実績



： 関内地区、みなとみらい21 中央地区、みなとみらい21 新港地区、山手地区
(令和2年3月現在)

図1-1 横浜市の景観制度の基本的な模式図

2. ガイドラインの位置付け

- ・ガイドラインは、公共施設等が景観形成における先導的な役割を担っていくための、市をはじめ国や神奈川県が実施する**公共事業の景観形成の指針**です。
- ・横浜市の景観づくりの指針である「景観ビジョン」や景観法に基づく「景観計画」、地区ごとのルールを定めている「景観推進地区」・「都市景観協議地区」と連携し、一体的に運用することが大切です。
- ・もちろん、国土交通省が策定している各種公共事業の景観ガイドラインや「神奈川県公共事業における景観づくりの手引き」との整合も図ります。
- ・また、今後の市における景観施策の展開等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施します。

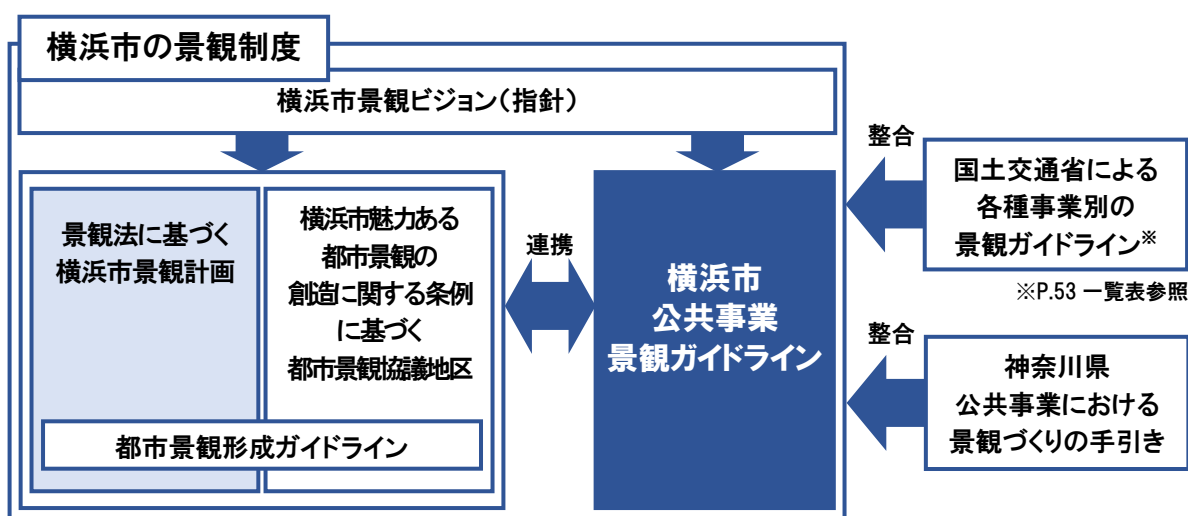
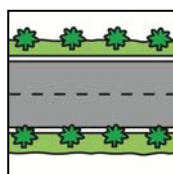


図1-2 横浜市の景観制度の体系図

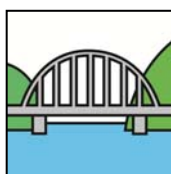
3. ガイドラインの対象施設と対象者

3-1. 対象施設

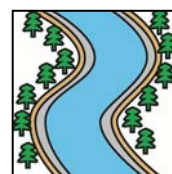
- ・市内で行う**全ての公共施設等の整備**が対象です。
- ・主に以下**6種の公共施設**について、第3章で基本的な考え方、留意点やデザイン手法を紹介します。6種に該当しない場合も、類似する施設・建築物の記述を参考に景観検討を行いましょう。



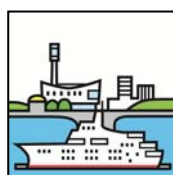
道路



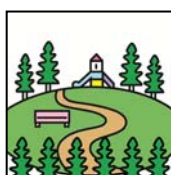
橋梁



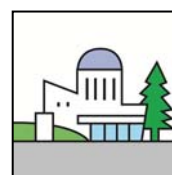
河川・水路



港湾・漁港



公園・緑地



公共建築物

3-2. 対象者

- ・主として、市内で公共施設等の計画・整備・維持・管理に係る**行政担当者**及びこれらに携わる**民間事業者等**を対象とします。

4. ガイドラインの活用にあたって（景観検討の方法）

- ・全ての公共施設等の整備について、景観法に基づく景観重要公共施設等への指定状況や、上位関連計画の位置付け等による景観上の重要性を判断し、

- ①景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい事業【連携】
- ②事業所管課においてガイドラインを活用し、景観検討を行う事業【各自】

に分類し、それぞれに応じた調整・検討を実施していくことが望まれます。

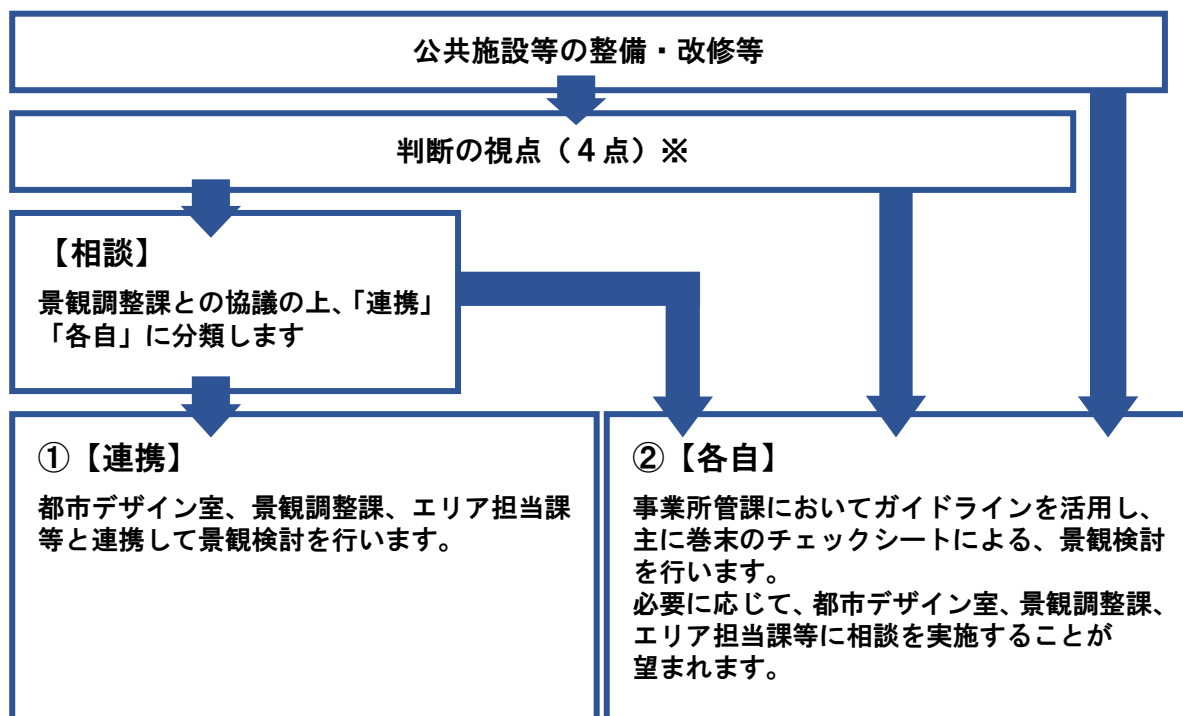


図1-3 景観検討の方法の判断分類

- ・相談対象の事業について、景観調整課が年1回の照会を各区局に行い、情報を把握します。

※判断の視点については、次頁「6. 景観検討方法の判断の流れ」に示します。

5. 利用時期

- ・公共事業には、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の3段階の時期があります。
- ・段階ごとにガイドラインを活用し、必要な景観配慮について適切な検討を行い、その内容は、チェックシートにまとめ、設計図書等と共に次の段階へ引き継いでいきましょう。



図1-4 ガイドラインの活用イメージ

6. 景観検討方法の判断の流れ

- ・前頁「4. ガイドラインの活用にあたって（景観検討の方法）」に記載の【連携】と【各自】に分類する判断の流れは以下の通りです。

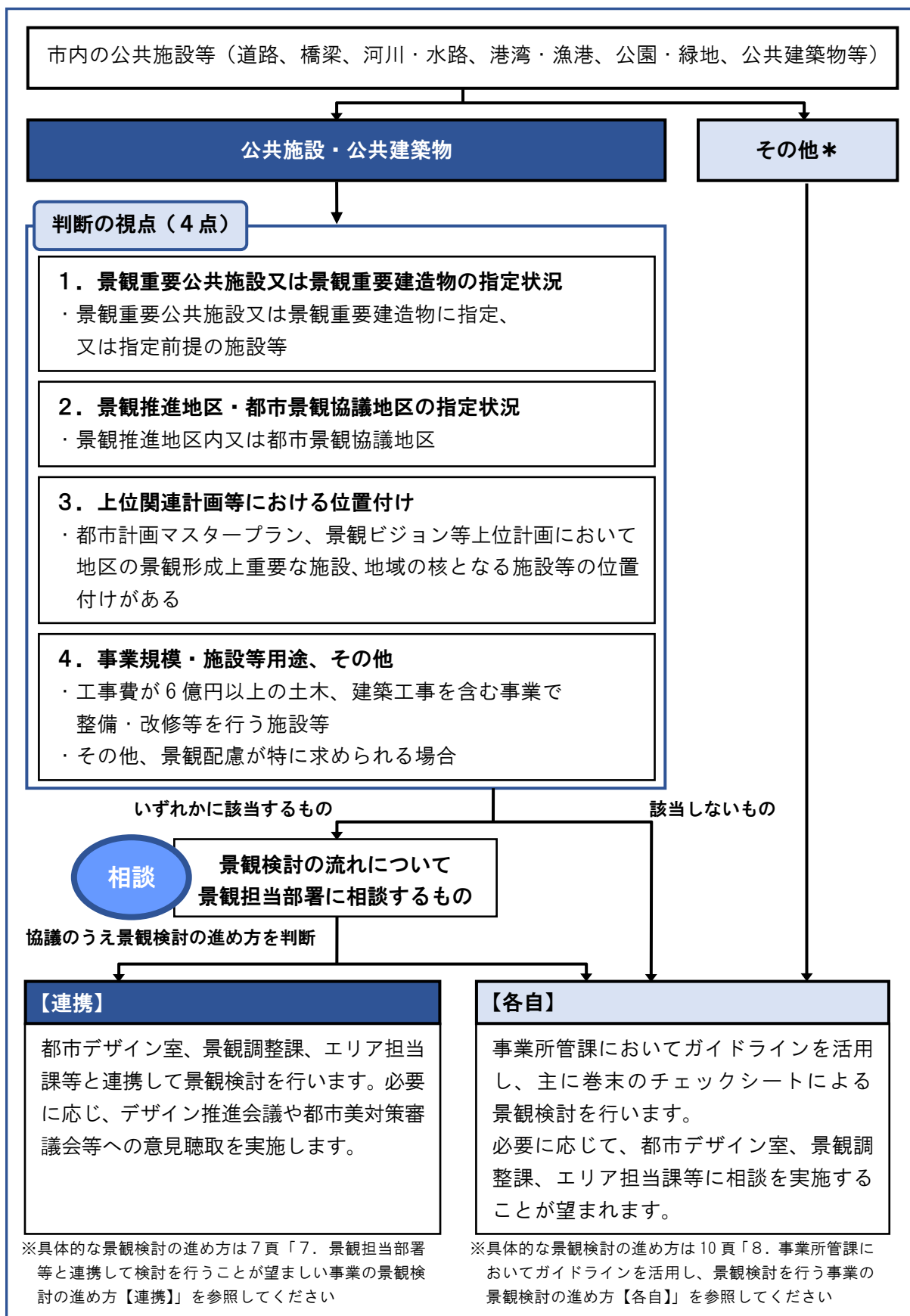


図1-5 景観検討の判断の流れ

- *「その他」に該当する公益施設については、主に事業所管課においてガイドラインを参考に景観検討を行います。必要に応じて景観調整課に相談し、都市デザイン室やエリア担当課等と連携して景観検討を進めていきましょう。

- ・市内の公共施設等のうち、公共施設及び公共建築物の整備を行うにあたり、景観検討の流れを前述の【連携】又は【各自】に分類します。
- ・分類にあたっては、以下4点の「判断の視点」に沿って行います。
4点いずれかに該当する施設等については景観調整課に相談をし、協議の上、景観検討の進め方を判断します。（左図参照）

判断の視点（4点）

1. 景観重要公共施設又は景観重要建造物の指定状況

- ・景観重要公共施設又は景観重要建造物に指定、又は指定前提の施設等が該当します。
- ・通常の維持管理や補修等、景観に影響を与えない軽易な行為は除きます。
- ・これらの施設等にかかる事業においては、景観計画に定める整備の方針等に従って計画しますが、地区に与える景観的な影響が大きいことから、景観担当部署等と連携して検討を行うことが望まれます。

2. 景観推進地区・都市景観協議地区の指定状況

- ・景観計画において地区別の基準を定める「景観推進地区」又は景観条例に基づく「都市景観協議地区」内の施設等が該当します。
- ・通常の維持管理や補修等、景観に影響を与えない軽易な行為は除きます。

3. 上位関連計画等における位置付け

- ・都市計画マスタープランや景観ビジョン等の上位計画において、当該施設等が、地区の景観形成上重要な施設、地域の核となる施設等に位置付けられている場合が該当します。

4. 事業規模・施設等用途、その他

- ・事業の性質等により景観上の配慮が求められるものが該当します。
 - (1) 工事費が6億円以上の土木・建築工事を含む事業で整備・改修等を行う施設等
 - ※工事又は製造の請負で6億円未満は契約事務の権限を局区長に委任していることから、本市における大規模な公共事業の目安として6億円以上としています。
 - 地盤面下に埋設される施設等、公共空間から容易に見えないものは除きます。
 - <例>
 - ・通常市民が立ち入らない下水処理施設等の奥に作られる建築物や地下シールド等は除外
 - ・土工事が工事費の大部分を占めるもの等は除外
 - (2) その他、景観配慮が特に求められる場合
 - <例>
 - ・景観上重要な立地の場合（歴史的建造物等の重要な景観資源に近接、主要駅前で街の顔をつくる立地、里山等特徴的な景観を持つ地区等）
 - ・地区計画、建築協定、街づくり協議地区等で、特に当該事業に関連する景観面の定めがある区域内で、景観上影響を与える行為（新設・新築、意匠や色彩の変更等）を行う場合
 - ・シンボリックなデザインの採用や地域の景観を新しく創出するような試みを行う場合
 - ・公共建築物で周辺のスケールから著しく逸脱するもの又は従前の街並みを大きく変えるもの
 - ・多数の市民が利用する公共建築物（庁舎、地区センター、公会堂、図書館等）

7. 景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい事業の景観検討の進め方【連携】

7-1. 段階別の景観検討イメージ図

- ・ 前述の景観検討の進め方において景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい事業【連携】に分類された場合は、次のような流れで景観検討を行いましょう。

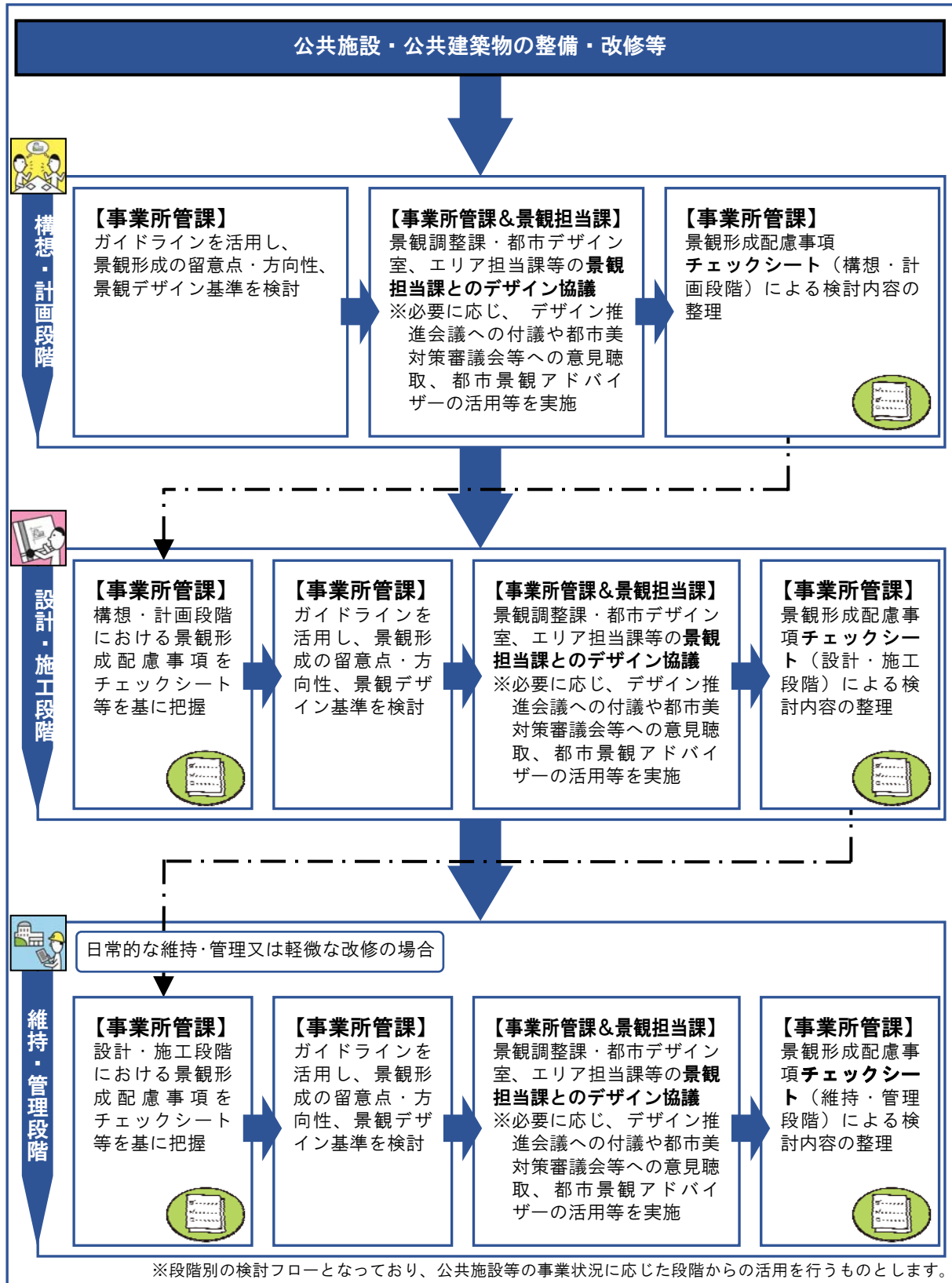


図1-6 【連携】事業における段階別の景観検討イメージ図

- ・段階ごとに、事業所管課においてガイドライン等を活用した検討を行った上で、**都市デザイン室や景観調整課、エリア担当課等との調整・協議を行い、十分な景観検討を実施しましょう。**
必要に応じて、都市美対策審議会への意見聴取等を行うことも考えられます。
- ・協議終了後はチェックシートを用い、検討内容を整理し、検討資料一式と共に**次段階へ引き継ぐことが大切です。**
- ・前段階がある場合には、その**検討趣旨を十分に把握した上で、景観整備の方針等を再整理し、検討を行いましょう。**

※特に景観上重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設や景観重要建造物、景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物として位置付けることも考えられます。指定の手続は景観調整課が実施するため、まずは相談してください。

7-2. 検討体制について

- ・公共施設等の整備にあたっては、**事業所管課が中心となって景観デザインの検討を進めながら、必要に応じて都市デザイン室、景観調整課、エリア担当課等との調整・協議を実施します。**
景観担当課等との連携により、事業を行う地域の景観特性についての理解を深めることで、これまでの蓄積を踏まえ、課題や求められる配慮等について様々な角度からの検討が可能になります。
- ・更に必要な場合には、景観形成の進め方や方針等について庁内の承認を得るために**デザイン推進会議**に諮ったり、**都市美対策審議会**への意見聴取、**都市景観アドバイザー**の活用、**市民からの意見収集、関連する周辺施設等の事業者との調整等**を行います。
- ・景観担当課は案件に応じこれらの活用・調整を進め、協力して景観面の質の向上を図ります。
- ・民間事業者と協働で実施する事業の場合は、ガイドラインを参考に、求められる配慮や方針をあらかじめ整理し、事業者の選定に活かします。また、**事業者の選定過程において、指名競争入札以外にもプロポーザル・設計競技等を活用し、質の高いデザインや創意工夫等を得られるよう努めます。**
- ・まずは、庁内外の関係者が**早い段階から景観形成の方針や考え方を共有し、その実現に向けて互いに協力することが重要です。**

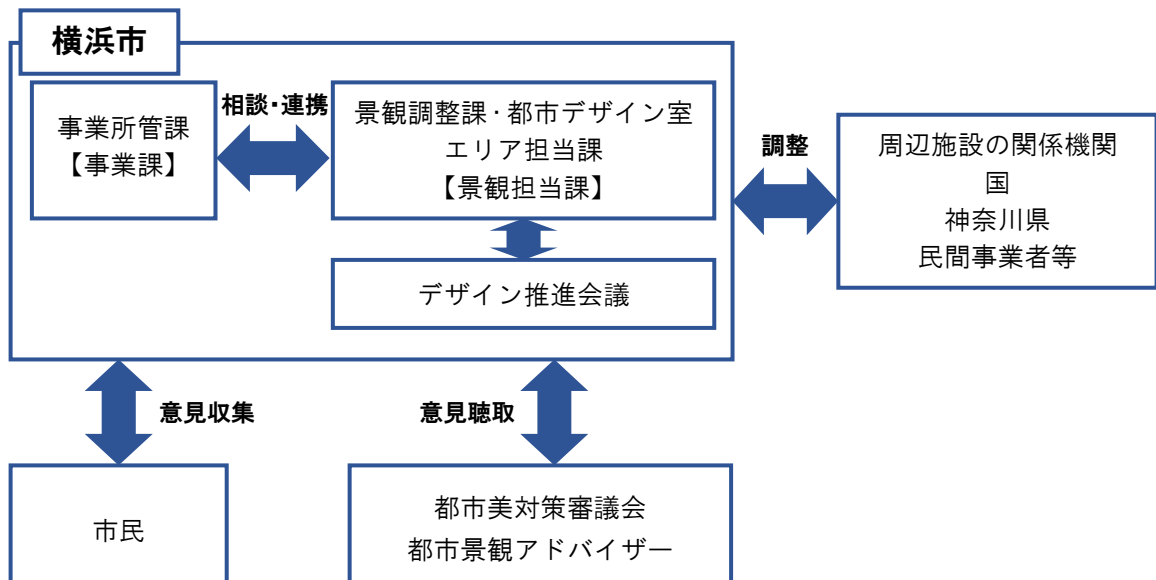


図1-7 【連携】事業における検討体制イメージ図

コラム②： 景観重要公共施設・景観重要建造物・特定景観形成歴史的建造物とは

○景観重要公共施設とは（景観法第8条第2項第4号ロ及びハ）

景観上重要な公共施設を、公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として景観計画に位置付けます。「景観重要公共施設の整備に関する事項」及び「景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準（占用等の許可の基準）」を景観計画に定め、管理者は景観計画に基づいて整備等を行うこととなります。



◆景観重要道路
（中区日本大通／日本大通り）



◆景観重要都市公園
（西区みなとみらい／グランモール公園）



◆景観重要港湾施設
（中区新港／赤レンガパーク）

○景観重要建造物とは（景観法第19条）

良好な景観の形成に重要な建造物について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。法で定める基準と景観計画に定める指定の方針に従って指定を行います。景観重要建造物として指定された建造物は、所有者等の適正な管理義務、現状変更に関する景観行政団体の長の許可等が必要となります。

なお、景観重要建造物は、公共建築物だけでなく、民間建築物も含め指定の対象となります。また、景観上重要なものであれば歴史的・文化的な価値によらず対象となります。

○特定景観形成歴史的建造物とは（景観条例第14条の2）

魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要な歴史的建造物について市長が指定するもので、市長は、これに指定をしたときには、保存活用計画を策定する必要があります。所有者は、保存活用計画に基づき建造物の維持管理を行うと共に、建造物の現状変更等を行う場合は事前に市長の許可が必要となります。

本制度を基に建築審査会の同意を得ることで、建築基準法第3条第1項第3号に基づき、建築基準法を適用除外とすることができ、歴史的建造物の価値を残したまま、バランスのとれた保全と利活用の検討が可能となります。



◆旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）
（金沢区瀬戸）

8. 事業所管課においてガイドラインを活用し、景観検討を行う事業の景観検討の進め方【各自】

- ・ 前述の景観検討の進め方において、「事業所管課においてガイドラインを活用し、景観検討を行う事業【各自】」に分類された場合は、**第3章を参照しながら段階別に巻末の景観形成配慮事項チェックシート**を利用し、検討しましょう。
- ・ チェックシートの「**基本事項**」には、公共施設等の位置や周辺の景観特性等の基本的な事項をとりまとめ、該当場所の特性や背景を把握します。
- ・ 段階別のチェックシートでは、景観形成の目標や方針等を整理した上で、景観形成の留意点・デザイン手法について検討した結果をチェックし、**具体的に配慮した内容について記しましょう**。
- ・ 検討を進める上で、デザイン推進会議に諮ったり、都市美対策審議会等に意見聴取を行った場合は、そこでの意見についても整理し、記録しておきます。
- ・ 設計図書や打合せ資料、審議会資料等のチェックシート以外の書類についても、適宜チェックシートと共に保管し、次の段階の担当者へ引き継ぎます。
- ・ 各段階の担当者が、前段階までの検討事項等を読み込み、**景観形成の考え方を適切に引き継いでいくことが大切です**。



図1-8 【各自】事業における段階別の景観検討イメージ図